

も利用できないという現状があろうかなというふうにも思いますので、このあたりはもう一度積極的にというのも変ですけども、ぜひ貸し出しできるような状況にしておくということが大事かなというふうに感じます。それは、可能性が、そういう大会とか、スポーツ大会とかというところは町だけで行うような大会だけではないと思いますので、貸し出し用は検討していただきたいなというふうに思って、質問を終わります。

議

長 以上で8番議員伊藤奈穂子君の一般質問を終わります。

引き続き、通告6番、6番議員熊田和人君。

6 番 通告6番、6番議員熊田和人でございます。

私は、町道交差点について問います。

ことし3月までに、町により、町道21号線の起点と県道72号（松田国府津）の交差部の改良工事が完了いたしました。もともとこの交差部は県道松田方面から小田原方面へ走行する車両が、町道21号線に進入する場合に速度を落とさずに走行する車両が多く、危険が危ぶまれておりました。根岸上自治会といたしましても、町道21号線の加速度車両の対策と合わせ、町に要望を行ってまいりました。しかし、いざ交差部改良工事が完了し、通行を行った方の意見は、見通しが悪い、一時停止している車両と交差ができない、県道で大型車両の相互交通ができない、歩行者が今まで以上に危険になった等伝わってきました。交通事故も発生しております。松田警察の統計ですと、交差部改良工事後3月に1件、8月に1件の計2件の車両事故が起きたとのことでした。また、その他統計に載ってこない事故が数件あると聞いております。改良前は事故が年1件あるかないかでしたので、明らかに交差部改良工事の影響があると言わざるを得ません。また、ゼブラゾーンが広いために交差点に隣接する建設会社の車両が頻繁に駐車、または駐車場がわりに使用していることが多々あります。このような事実に基づき、次の三点について伺います。

1点目、協働の名のもと、地域住民の意見を聞き入れ、再度交差点改良工事を行う意思はあるか。

2点目、ゼブラゾーンに駐車させないような施策の考えは。

3点目、交差点付近の県道は、樹脂ポールにより車道が制限されており、大型車の相互通行に支障を来しています。さらに、県道西側、いわゆる国道255

線側に歩道がないため、歩行者、自転車の通行に危険が生じています。町としての対策の考えは。

以上、質問といたします。

町長 通告6番、熊田和人議員のご質問にお答えいたします。

熊田和人君からは町道交差点について問うとして、3点のご質問をいただいております。

最初に、通告された前段につきまして、お話をさせていただきたいと存じます。ご指摘の交差点につきましては、根岸上地内の町道21号線と県道72号との交差部分となりますが、ご存じのとおり県道に対して町道が斜めに交わる形となっており、従前では県道72号を松田町側から町道21号線に左折する場合、速度を落とさずに進入する車両が多く見受けられました。交差点につきましては、道路構造令において直角またはそれに近い角度で交差するように計画しなければならないとされており、車両の速度を低減させ、重大な事故を抑制させることに主眼を置いて整備をしております。当該町道21号線におきましても、斜めに交差していたところを対面の町道143号線と目違いとならないように考慮しつつ、県道へ直角に交差するよう改良工事を行ったところであります。

また、当該地点において、交差点改良工事以後に発生した事故に関しまして、2件の事故その他数件の事故が発生しているとのことでありますが、松田警察署に問い合わせたところ1件の事故については把握しておりますが、そのほかについては把握されていないとのことであります。さらには、当該事故の発生について明らかに交差点改良の影響によるもののご指摘がございますが、町が松田警察署に確認をしたところ、出会い頭の事故とのことであり、交差点改良に起因するものではないとの見方でありました。このように、その因果関係が不明なことから、明白であるか否かについて推測による議論は差し控えさせていただきたいと存じます。

それでは、1点目のご質問、協働の名のもと地元住民の意見を聞き入れ再度、交差点改良工事を行う意思はあるかについてお答えいたします。

このたびの交差点改良につきましては、先ほども申し上げましたとおり交差点における事故を最小限に抑えるための工事であり、警察においても同様の見解であることから、危険なもとの状態に戻す考えはございません。また、これ

からも当該道路と同じような交差点につきましては、優先順位をつけながら、順次、計画的に改良整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、二つ目のご質問、ゼブラゾーンに駐車させないような施策の考えはについてお答えいたします。

ゼブラゾーンは、道路交通法に規定されている導流帯と呼ばれる指示表示で、車両の安全かつ円滑な走行を誘導する必要がある場所に表示しております。導流帯は規制表示ではないため、駐車が可能か否かはその道路の交通規則に従うことになり、県道72号は駐車禁止区間内、町道は規制はないものの県道との交差点であることから同じく駐車は禁止と判断できるものと考えております。なお、停車することに関しまして、当該箇所について規制はかかりませんのでご承知おきください。このことを踏まえますと、議員ご指摘の車両が駐車していることにより、交差点の見通しが悪くなる場合は一般車両の安全な走行に支障があることから、当該車両の運転手に対して指導を行えます。先日も町職員が駐車している車両を発見したため、車両を保有している会社に指導をして移動させました。町といたしましては、このような状況を発見すれば指導は行えますが、常に巡回することは難しいため、お近くの方が発見したときには警察へ通報していただければ、警察が現地に赴き指導を行うこととなります。

次に、三つ目のご質問、交差点付近の県道は樹脂ポールにより車道が制限されており大型車の相互通行に支障を来している。さらに県道西側に歩道がないため歩行者、自転車の通行にも危険である。町として対策の考えはにつきましてお答えいたします。

交差点付近の樹脂ポールにつきましては、今回の交差点改良工事において一旦設置した後に、大型車両同士のすれ違いに支障を来すことが判明したため、ポールを導流帯の少し内側に移設をいたしました。県道72号の当該区間は40キロメートルの速度規制となっていることから、交差点付近において規制速度を超えたスピードで通行しにくくするための措置であることをご理解ください。また、西側の歩道設置につきましては、県西土木事務所において松田町側より整備を行ってきているところであり、本年度以降で町内の未整備区間における歩道整備に向けて、物件補償や用地買収の調査を行っていくとの確認をしており、町は引き続き早期の整備完成を県に要望しているところであります。この

ような状況でありますことから、もうしばらくの間、徒歩または自転車で通行される際には、道路の両端に引かれている路側線の外側を車両に気をつけて通行していただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

6 番 では、今の答弁に関しての再質問をさせていただきます。

まず、交差点を再度改良工事を行う意思があるかという質問に対しての答え、もとに戻すことはしないという、いわゆる今のままということで回答を得たのですが、私が質問している内容は、もとに戻せと言っていることではないんです。先ほど、町長の答弁で道路構造令の中でも、直角、またはそれに近い角度ということで、交差点を改良しなさいというのが道路協議の着眼点としてあります。それは私もお願いしています。なので、角度を90度ありきではなくて、その中では交差角がそれに近い角度として、いわゆる75度以上とするが、やむを得ない場合は60度以上とするという、いわば幅があるんです。何で、かたくなに直角にするのかなという、まず疑問を持っているということ。そして、少し角度をつければ見通しもよくなるのではないかなということでこの質問をさせていただいたんですが、そのことについて今回の道路交差点の改良工事についてのいきさつというか、プロセスを少しお聞きしたいと思います。

都市整備課長 いきさつというところで、先ほどの答弁のとおり、あそこの形状を斜めの交差を変えていくという、もともとはあそこは工事名は舗装工事の中で、あそこの部分については交差点改良という形で計画をいたしました。その計画にするに当たりまして、町としても交通安全管理者の松田警察署のほうにご相談をさせていただいて、ゼブラゾーンを通り抜ける車両が考えられるということで、それでゼブラゾーンにポールを設置してほしいという、そういうご指導をいただきました。そういう部分も含めまして、形状として当初は全てゼブラゾーンに沿ってポールを立てる計画、あるいは一部をポールは立てないでやっていく計画、またもう一つ、案として三つほどつくった中で警察との協議をさせていただいていきました。その中では、角度につきましては、基本的にもう少し緩くてもいいとか、そういう指導、あるいは議論というのはございませんでした。の中で、原則に沿いまして、直角に近いような形で交差をさせるという内容となっております。工事に当たりましては、地元、工事着工前には、地元の自治

会長さんのほうにはお話はさせていただいたんですが、そのときには本当に詳細でこのようになるという話まではできていなかったというふうに担当のほうから聞いておりますが、交差点のルールについても改良工事を行うという、そういう説明のほうはさせていただいて、それで工事を行ったというところでございます。

以上です。

6 番 確認ですが、案、いわゆる図面、協議のための図面です。それは何通り用意されていたのでしょうか。

都市整備課長 先ほど申し上げましたとおり、3案です。

以上です。

6 番 その3案というのは、角度が違うようにつくられたもので理解してよろしいのでしょうか。

都市整備課長 先ほども申し上げましたとおり、角度につきましては全て同じでございます。

以上です。

6 番 私も松田警察署の担当課のほうに当交差点につきましての経緯をお聞きしたんですが、まず、松田警察署のほうといたしましては、いわゆる道路構造令等の協議時の決まり事を守っていただければ特に警察のほうからこういうふうにしなさいという指導は、まずないということをおっしゃっていました。ですので、3案出たというのは、私はちょっと初めて聞いたんですけど、いわゆる町が出してきたものが指針に適していれば特に何も言わないということだったんです。ということは、少し角度を変えても、構造令の中で75度以上とか、または60度以上とするということはいくらでもありますので、それは警察のほうといたしましてもその案が出てきたら指導するということはないと思うんです。そういう考えがなかったということが、まず私は少し疑問に思うんですけど、なぜ90度にこだわったのかお聞きします。

都市整備課長 まずやむを得ない場合というところでは、ただし書きの中にかいております。そのときには、その理由を程度というところもございしますが、やむを得ないというところにつきましては、どうしても交差する部分の幅とか、そういうところもいろいろ考慮した中でというところもありますので、今回の部分につ

きましては、その部分について、幅としてはかなり余裕があるというところもありますので、そこについてのところは角度をもう少し緩くするという、そういう考えは特にございませんでした。その中での3案というのは、先ほどのポールの立て方とか、事業所等の出入り口がありますので、そういう部分を考慮した案を三つ立てて、ご相談をさせていただいたというところがございます。

以上です。

- 6 番 経緯はよくわかったんですけど、やはり通行する方たちの意見といたしましては、私もそうなんですけれど、やはり出づらいし、入りづらいというのがまず一番問題だということを皆さんおっしゃっていました。何でこういう形になったのかと、何でまだゼブラゾーンでいっぱい土地が余っているのに、何でこういう形になったのかと、まずそこが一番皆さん疑問を持っていました。ですから、角度を少しつけて、ゼブラゾーン側に少し寄せても、土地を買収するわけではないんですから、それは可能なんじゃないかなと、何でかたくなにそんな直角にする必要があるのかなと、そこが一番問題だと私は思っています。

そして、さらに自治会長には、工事前に説明した、そして詳細には説明はしませんでしたということでありましたが、やはり工事前に図面を示して、こういうふうにやりますよと一言というか、説明があればそのときに意見を言って、何かしら対応ができたんじゃないか、終わってから何でこうなったんだというのが一律の意見でした。やはりそこは、私は違うんじゃないの。そして、昨日同僚議員のほうから元湘光園の道路の話出ましたけれど、そこが住民との対話、説明をする。何で、じゃあこちらはやらないんですか。ダブルスタンダードなんですかって、私は言いたくなるんですけど、そのスタンスってどこから出てくるのかをお聞きしたいんです。

- 都市整備課長 仮にあそこの角度を緩くして、速いスピードで町道に車が入ってきたといたします。そのときに、通常であれば低速で入ってきて、接触程度で済んだものが、もしかすると重大な人身事故につながる場合もございます。我々としてはそういうものを極力少なくするための交差点改良をするという義務もございますので、そこにつきましては基本的には現在の状況でスピードを落として曲がっていただく、県道に出る車につきましては、必ず一旦停止をして、しっかりと左右を確認して県道に出ていただく、あるいは反対側の町道のほうに曲が

っていただく、やはりそういうところ、交通ルールをしっかりと守っていただければ、何ら問題ないというふうに考えてございます。

もう1点が、説明です。交差点改良、基本的に町民の方からご意見を聞くというスタンスにつきましては、本当に我々のほうとしても真摯な態度でお聞かせをさせていただくつもりでおります。ただ、交差点の改良に関しましては、やはりちょっと性格的には違うものですので、やはり先ほどからずっと申し上げていますように、重大な事故は極力減らしていくという認識のもと、そのところで、仮に図面を示してお話ししたとしても方向性としては、基本的にはこの部分につきましては、余り変わらずにやっていたというふうには考えてございます。あその部分、じゃあ、ゼブラゾーンをよけてゆっくり入るのが一般的だと思うんですが、ゼブラゾーン通ってはいけないかということとそうでもない、規制というのがないということもございますので、特に安全が確認できればその部分を通りながら、何というんですか、町道のほうには入れるということについては、何らおとがめはないものだというふうには思っておりますので、まずは重大な事故をなくすという前提でつくったということ、そして交通ルールをしっかりと守った中で走行していただくというところを、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

- 6 番 今の課長の答弁で、住民に説明するに値はしないということでしたけれど、これは、町長、それでよろしいんですか。それが協働の町の小田町長の考えている協働の町なんでしょうか。

町 長 協働という便利な言葉のようですねけれども、よく考えていただきたいのは、こういう案件に対することに対して、町民の要望、希望をそのまま受け入れるは、決して協働ではないというふうにご理解いただきたいと思います。それを、もし協働という言葉と言われるのであれば、まさにそういった皆さんの話し合いの中でしっかりと進めていく中で、ご理解を得た中で実施するのが協働の町だと思っております。

以上です。

- 6 番 全く理解できないんですけれど、協議する場も設けてくれなくて、それが何がまちづくりなんですか、何が協働なんですか。私は全く違うと思っています。

答弁、結構ですけど、私はちょっと疑問に思います、それは。それで、先ほどの課長の意見で、町道21号線の直線部分から県道に交差する部分が、90度になんているんですけど、たかだか5メートルぐらいです。5メートルもないと思います。それをたとえ75度にしたところで、そんなに斜めに角度いくということがまず考えられないです。ですので、そのようなスピードを出して松田方面から町道21号線に入ってくるという車両はまず考えられない。そういうことの認識というのは、全くないように思いますけれど、もう90度ありきというのが全く理解できないんですけど、その点についていかがでしょうか。

都市整備課長 90度ありきという考えというよりも、基本は90度というところでの設計をさせていただいて、施工させていただいたということで、当然、その周囲の状況によってはそうでないケースというものも、当然認識をしながらやっているところがございます。ただ、あそこの部分につきまして、十分にスピードを落として町道に入らせていただくというところであれば、やはり90度に近い角度というところで設計したというところでは、決して間違えた考えではないというふうに考えてございます。

以上です。

- 6 番 先ほど、町長の答弁で交通事故、統計では1件と言われましたけれど、3月に1件、そして8月のお盆中に1件ありました。その統計がまだ上がっていないかどうかわかりませんが、私、目の前で見えていましたので、警察を呼んで事故処理していましたので、少なくとも2件は、これから統計に載ってくるかわかりませんが、あったんです。やはり、改良したから事故が起きたと、そういうことはわからないということだと思いますけれど、今までほとんどなかったというところが、やっぱり事故が起きている、頻発、頻発と言ったらおかしいですけど、半年で2件起きました。そのことについては、やはり町側も重大に、ちょっとそこは認識していただきたいと思うんですよ。もう、あくまでも車の運転手の運転のせいだという、そう言うては私は違うと思うんです。そういうことも含めての改良工事をしているのではないかなと、私は思っているんですけど、その点いかがですか。

都市整備課長 すみません、その件に関しましては、私のほうではその辺の細かいデータがございませんので、先ほどの町長のお答えのとおり、その件に関しましては



ちょっと控えさせていただきたいと思います。何が原因かというところは、やはりその時々で違うと思いますので、単なるスピードの出し過ぎ、前方不注意というところは十分あるかというところがございますので、ですから、その件に関して必ずしも交差点改良に起因するものかどうかというところは何とも申し上げられないというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

- 6 番 余り納得しないですけれど、余りこのことについても堂々めぐりなんで、次の質問に移りますけれど、2番目のゼブラゾーンの駐車に関してなんですけれど、当初、改良工事が終わったときにはゼブラゾーンには入れないように樹脂ポールにされていたんです。なぜか途中から外した経緯がございます。それは、なぜなのでしょう。

都市整備課長 そのこの事業所の入口2カ所というお話は先ほどさせていただきましたが、そちらで大型車が入るのに、通常全てポールが立ってしまうと県道を塞ぐような形で中に入ったりとか、そういうこともしなければいけなくなってしまうというところの話がございまして、それにつきましても警察のほうとも相談させていただいて、ポールはその部分は立てずに、チャッターバーというものを埋め込む、視線誘導するような少しぼこぼことするもの、そういうものにかえて工事のほうを施工をしたということでございます。

以上です。

- 6 番 そのこの経緯は、私も知っているんですけれど、金子変電所の入口、県道から入っていく入口にも樹脂ポールが立っていたんですけれど、それも同時に撤去されているんです。それも、理由はなぜなのでしょう。

都市整備課長 やはり、両方の入口というところでその部分についても、基本的にはとったというか、その部分のポールも撤去したというところで、私のほうは聞いております。

以上です。

- 6 番 それは、いわゆる変電所の管理者は、今東電ですか、何とかパワーというんですよね、そのこのほうから言われたということでよろしいのでしょうか。

都市整備課長 申しわけございません、その件につきまして、ちょっと私も細かいところで確認はとれてございません。もしかしたら、ちょっと調べて後でお答えさせ

ていただければと思います。

- 6 番 少なくとも変電所の入り口のところに樹脂ポールがあれば、車がそこまで、奥まで駐車ができない状況だったんです。そこも含めて撤去をされた影響で奥まで車が入れるようになり、大型車とか、何台も普通車をとめている状態も当初ありました。そこが私もやっぱり納得できないところで、少なくとも入口のところは建設会社の入口なんで、邪魔だということでそれは理解できます。しかしながら、変電所の入口部分に残しておければ、そういう状態は少なくとも起こらなかったんじゃないかなと、そこはちょっと疑問に思っているんで、再度そこには樹脂ポールを設置するというのを、私はしていただきたいんですけど、その考えというのはいないですか。

都市整備課長 まずは建設関連の事業所とのお話の中で、10トントラックの切り返しに必要なスペースということで、それでお話のほうさせていただいて、車両の出入りのたびに県道を塞いでしまったりするというケースもあり得るのでというところで、それが東京電力さんですかね、そちらのほうにも影響があるという形の判断の中で調整のほうをかけたというようなところではないかと思います。ただ、これは何かというところで、今の私どもの持っている資料の中での判断でございますので、ですからそういうところも含めまして確認をさせていただいて、申しわけないんですが、後でお答えさせていただければと思います。ポールを再度立てるかどうかというところにつきましても、現段階では私のほうでお答えできないということがございますので、すぐにお答えできるかどうかも含めまして、少しお時間いただければと思います。

以上です。

- 6 番 ぜひとも、設置をしていただきたいという方向で話をさせていただきたいと思えます。

では、3点目の県道沿いの樹脂ポールについて少々お聞きいたします。

町長の答弁に、当初設置した位置から15センチメートルほど後退させていただきました。しかしながら、15センチメートルほどで大型車両の相互通行がそんなに対処できるかというのと、そんなことはありません。そういうことも含めまして、先ほど町長のほうから歩道の設置も県土木のお話ありましたけれど、状況は今途中で、ちょうど金子変電所の前あたりで、水路にふたをした歩道が

終わっております。そして、皆さん、歩行者、そして自転車の動線といたしましては、歩道が終わってもそのまま真っすぐ通られるんです。そうなりますと、ちょうどそここのところが終わったところで、大型車両の相互通行が来ると、もう道いっぱい塞いでしまって、白線があるんですけど、その白線ギリギリまで車両が来る関係で、もう人とか、自転車、もうその場にいたら民地のほうに入ってよけるということをしているんです。今までは樹脂ポールがなかったときは、そういう大型車両の通行は、金子変電所のほうに少し寄って、歩行者のスペースを確保するような走り方をされていたんです。それがポールがあることによって、それもできなくなった。そして、危険にさらされている、工事を、ポールをしたことによって。それは、町が推し進めている安心安全なまちづくりに私は逆行しているんじゃないかと、言いかえれば、不安で危険な町をつくっているとわざるを得ません。そのところについて、町長、どう思います。

- 町 長 安心安全の町はしっかりとつくっていかなきゃならないと考えております。
- 6 番 いや、そうじゃなくて、不安で危険な町になっているじゃないですか。それについてお聞かせください。
- 町 長 できるだけ、そういうことのないように不安というのは何をもって不安というのかわかりませんが、歩きづらいたら、道路交通法上、不安と思うでしょうけれども、そういうのはできるだけ改善していかなければならないと思っております。
- 6 番 もう一度、説明します、余り理解されていなかったみたいなんで。大型車両が相互通行するときに、樹脂ポールがある関係で車道いっぱいに車両を使っております、歩行者のスペースというのが確保できないということになっているんです、樹脂ポールがある影響で。今までは、なかったときは、樹脂ポールのある金子変電所のほうに車両がお互い寄って、歩行者のスペースを確保できていたんです。わかります。それは今の状況だとできない。今までよりも危険になったということをわざるを得ないと私は問っているんです。そのことについてどうですかと答えを求めたのに、わかりました、もう一度お願いします。
- 町 長 申しわけありません。その安全対策というものはしっかりととっていく必要があるかと思えます。ポールの内側とか、そういうことはできないんです

つけ。

都市整備課長 何しろ、基本的に車幅自体が変わっていないというところで、ただ当初設置した位置ではどうしても接触をしてしまうというところが、事実が確認できましたので、それを15センチメートルほど内側にずらしたというところがございます。樹脂ポールがつくられたおかげでというところですが、基本的にセンターの部分自体は変わらないというところもございますので、ですから路側線に近くに寄ってしまうというところについては、もう一度我々も現地のほうで、私、あそこで何度か大型車両の関係も聞きましたので、何度か見たんですけれども、そのときには大型車両同士のすれ違うときに、それぞれがスピードを落としながらすれ違ったというところは見ております。そのときに歩行者はいらなかったんですけれども、確かに今歩道ができていないですから、当然歩くスペースとしては狭くなってしまうというのを感じておりますので、ですから、その部分をどうしていくかということにつきましては、また今後現地を見た中で何かできるものがあれば考えていく。ここは県道ですので、県のほうにお話をさせていただけるようなものがあるのか、あるいは今言われた樹脂のポールの再度移設が必要になってくるのかということも含めまして、検討のほうをさせていただきたいと思います。必ずやれるかどうかというところは、何ともお答えできませんが、現地のほうの確認はさせていただきます。

以上です。

- 6 番 課長の答弁を聞きますと、人に優しいというか、人のことを考えていない対策、あくまでも車両が通行できない、車に対しての対策ではないかなと、今聞いて思ったんですけれど、あくまでも車からしてみれば、歩行者、そして自転車というのは、車に対しては弱者だと思うんですよ。やはりそこを守れないで、何が交通対策なのかなということは、私は常々疑問に思っているんですけれど、要は簡単なんですよ、樹脂ポールを外して、外せばいい話だと思うんです。そして、先ほどゼブラゾーンの駐車に関してもところどころ樹脂ポールを交互というか、置いておけば駐車もできない。至ってシンプルで簡単だと思うんですけれど、そういうこともできないんでしょうか。

都市整備課長 私が冷たい言い方をしてしまったというところにつきましては、謝りたいと思います。当然、歩行者、自転車の方たちのところを、もう十分考えた中で、

考えていかなければいけないというところは認識をしております。そうした中で、現地でどういうものができるのかをもう一度私のほうでも現地を確認しながら、対策が練られるのであれば練っていききたいなというふうには思っておりますので、まずは確認のほうさせていただければと思います。

以上です。

- 6 番 いろいろ直していかなければいけないところがあるのかなということで、私は質問させていただいたんですが、まずは先ほど町長の答弁にあったように、県道部のほうで歩道線というのが計画をしております、用地買収が今進んでいる最中だというふうに聞いております。それが、工事がいつなるかというのは、まだ3、4年先になるのかなというふうに感じておりますが、その間、やはり危険の状態を放置していくのは、やはりそれはおかしいかなと思ひまして、歩行者、自転車に対しての交通安全に関しましては早急にしていただきたい。そして、交差点の改良、もし検討の余地があるのであれば、歩道設置の工事のときに合わせてやるのが一番ベストなんじゃないかなと私は思っておりますので、何とぞ検討のほうをよろしく願いしまして、質問とさせていただきます。

議 長 以上で6番議員議員熊田和人君の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時55分です。

( 10時35分 休憩 )

( 10時55分 再開 )

議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告7番、14番議員石井勲君。

- 1 4 番 通告7番、14番議員石井勲です。

通告に従い、次年度予算編成に向けての町長の考えはの質問事項で、町長を初め、町の考えを伺います。

平成から令和へと元号が変わり、この第3回定例会においては平成最後の30年度決算が上程される。定例会が終われば庁舎内は令和元年度の予算執行と2年度の予算編成準備と忙しい時期を迎える。国では、アメリカとの関税や中国、韓国との多くの課題が報道されている。また、香港でも多くの学生を中心とした抗議活動が伝えられている。イギリスのEU離脱問題もあり、世界は経済を含め流動的になっている。内閣も組閣が話題になり、11日前後には新内閣が固

